

食品リサイクルの課題と可能性

古林英一（北海学園大学経済学部）

宿村元邦（北海学園大学大学院経済学研究科）

1. はじめに

2000年6月循環型社会形成推進基本法が成立し、その個別法のひとつとして食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、食品リサイクル法）が制定された。この法律は、「食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図る」ことをその目的のひとつとしている（法第1条）。この法律の施行により、食品残渣の有効利用について初めて体系的な政策がおこなわれることとなった。

だが、食品残渣が飼肥料原材料として有効な資源であることは、食品リサイクル法が制定される以前から周知のことであり、かつ古くから実際に活用されてきたのである。むしろ、問題とすべきことは、従来から飼肥料原材料として有効利用されてきた食品残渣の大部分が有効利用されずに廃棄物化しているという点である。これは、市場経済社会のもとで、家計や企業といった経済主体が「合理的」な選択をおこなった結果であるという点を見落としてはならない。

つまり、食品リサイクルの実現（再生というほうが正確かもしれない）にあたり、求められていることは、市場メカニズムのもとで失われた資源の有効利用のインセンティブをどのように創造もしくは再生させるかということではなければならないだろう。

以上述べた問題意識にたち、本報告では、北海道における食品リサイクルの実践例を参考事例として、食品リサイクルの実現（再生）の課題と可能性についての論点を提示するものである。

2. 食品残渣の排出と処理・利用

しばしば指摘されるように、廃棄物処理コストの相当部分は社会的費用として行政が支払っており、排出者がそのすべてを負う仕組みにはなっていない。このことが廃棄物排出のインセンティブを形成している面は少なからずある。したがって、廃棄物処理の費用を全面的に排出者が負担することとなれば、当然のことながら、排出抑制や有効利用へのインセンティブは高まるであろう。

だが、これだけで問題が解決するわけではない。廃棄物排出に代わる方策が必要である。排出者は代替策と廃棄物排出とを比較して意思決定をおこなうだろう。比較の基準として、負担すべきコストが最重要であることはいうまでもないが、必ずしもそれだけで決定されるとは限らない。たとえば、環境に配慮していることのアピールであるとか、長期的なコストへの配慮といったこともあり得る。

廃棄物排出の代替策としては有効利用が唯一の方策であるが、もっとも重要なことは有効利用がシステムとして機能しうるか否かということである。繰り返すが、食品残渣は飼肥料原材料として利用されていたのが、廃棄物化してきたというのが歴史的現実なのである。市場メカニズムのもとでグッズがバズ化したのである以上、それを再度グッズ化させるためには、市場メカニズムそのものを何らかのかたちで再編する必要があると考えるべきであろう。

3．食品リサイクルシステムの事例

本報告では食品リサイクルの社会的システムの構築にむけた検討材料として、札幌市近郊で活動するA社の事例をとりあげる。

A社では大手ホテルで発生する食品残滓を収集し、自社工場でそれらを原料として飼肥料を生産している。A社が生産した飼肥料は、当然のことながら、農家や畜産業者に販売されているのであるが、特徴的なことは農家が生産した農産物の販売までA社が関わっている点である。農産物の販売先のなかには食品残滓をA社に供給している大手ホテルも含まれている。

食品残滓の飼肥料化に取り組みされている事例は少なくないが、その多くが必ずしもうまく機能していない最大の理由は、生産された飼肥料の安定的な販路を十分に形成し得ないところにある。つまり、食品残滓を原料とする飼肥料の需給バランスを調整するメカニズムを欠いているのである。食品リサイクル法においてもこの点に関しての配慮は不十分であるといわざるを得ない。

A社を核とするネットワークシステムが形成され、残滓の発生量（＝飼肥料の供給量）と飼肥料の需要量のバランスが意識され、さらに飼肥料の需要を確保するために農産物の販売までがネットワークシステムに組み込まれているのである。

4．小括

A社の事例は現段階においては必ずしもモデル的な優良事例とまで評価しうるものではないかもしれない。むしろ、今後の展開が注目される萌芽的な事例としてみるべきかもしれない。

市場原理の元でバズ化せざるを得なかった食品残滓を、再度グッズとして市場に流通させるためには、市場原理にある程度代替しうる仕組みが必要なのであり、処理業者による関連主体のネットワークづくりはオールタナティブのひとつとしてみることは可能であろう。